長野広域連合ごみ処理広域化基本計画修正及び
長野地域循環型社会形成推進地域計画（第４期）策定業務委託

仕　様　書

令和８年６月

長野広域連合

第１章　　総　則

第１節　業務目的

長野広域連合（以下、「本連合」という。）が策定した「ごみ処理広域化基本計画（令和３年３月改定）」（以下、「現基本計画」という。）及び「長野地域循環型社会形成推進地域計画（第３期）」（以下、「現地域計画」という。）について、策定後のごみ処理施設整備事業の進捗状況及び社会情勢の変化等を踏まえて修正・策定することを目的とする。

第２節　適用の範囲

本仕様書は、「長野広域連合ごみ処理広域化基本計画修正及び長野地域循環型社会形成推進地域計画（第４期）策定業務委託」に適用するもので、受注者は、この仕様書に明記がない事項であっても目的の遂行上必要と思われることについては、本連合と協議の上、これを行うものとする。

第３節　業務の履行期間

契約締結の日から令和９年３月 31 日までとする。

第４節　業務の概要

本業務の概要は、以下のとおりであるが、現基本計画及び現地域計画の内容について理解した上で行うものとする。

１　委託業務名

長野広域連合ごみ処理広域化基本計画修正及び長野地域循環型社会形成推進地域計画（第４期）策定業務

２　対象地域

長野広域連合管内（小布施町を除く）８市町村※（以下、「関係市町村」という。）

（※長野市、須坂市、千曲市、坂城町、高山村、信濃町、小川村及び飯綱町）

３　計画期間

(1) 長野広域連合ごみ処理広域化基本計画：令和９年度から令和 18 年度まで
（現計画：令和３年度から令和 11 年度まで）

(2) 長野地域循環型社会形成推進地域計画（第４期）：令和９年度から令和 13 年度まで
（第３期：令和４年度から令和８年度まで）

４　内容

(1) 長野広域連合ごみ処理広域化基本計画の修正

(2) 長野地域循環型社会形成推進地域計画（第４期）の策定

(3) 会議等の資料作成等の支援

第５節　業務主任者等

１　受注者は、本業務における業務主任者及び主任技術者を定め、本連合に書面にて通知するものとする。

２　業務主任者は、契約図書等に基づき、業務全般の管理及び統括を行うものとし、これを行うに必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。

３　主任技術者は、業務の技術的管理を行うものとし、これを行うに必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、主任技術者は業務主任者を兼ねることができるものとする。

第６節　業務管理

１　受注者は、契約後速やかに業務計画を作成し、本連合の承諾を得るものとする。

２　受注者は、業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験を有する技術者を配置しなければならない。その際、担当する技術者の実務経歴書を添付するものとする。

３　本業務における打合せは本連合と必要に応じて行うものとし、打合せ・協議事項は、全て議事録を作成して本連合に提出するものとする。

第７節　提出書類等

受注者は、次の書類を遅滞なく提出するものとする。

１　着手時提出書類

(1) 業務着手届

(2) 業務計画書

(3) 工程表

(4) 業務主任者・主任技術者の届け（経歴書添付）

２　業務遂行時

(1) 協議書

(2) 打合せ議事録

(3) 業務に関わる資料、データ、図書等

３　業務完了時提出書類

(1) 業務完了届

(2) 成果品

第８節　資料の貸与等

本業務における資料収集、調査等は受注者が行うものとするが、既調査資料及び文献等、本連合が保有しているもので業務の遂行上必要なものは貸与する。

受注者が資料の貸与を受ける場合はそのリストを作成し本連合に提出するものとし、貸与された資料は業務完了までに全て返却するものとする。

第９節　関係法令等の遵守

受注者は業務の遂行にあたり、関係する諸法令等及び条例等を遵守しなければならない。

第 10 節　秘密及び中立性の保持

受注者は、本業務の遂行によって知り得た事項等を、第三者に漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

第 11 節　留意事項

１　受注者は、関係する官公庁その他関係機関との協議を必要とする場合、あるいは協議を求められた場合は、その対応を行うものとし、その内容を遅滞なく本連合に報告する。

２　業務遂行に当たって、文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとするが、著作権等の侵害にならないようにすること。

第 12 節　検　査

１　受注者は、業務遂行後、所定の手続きを経て本連合の検査を受けなければならない。

２　本業務は、本連合の検査合格をもって完了とする。なお、納品後に成果品に記入漏れ、誤り等不備が発見された場合には、受注者の負担において速やかに訂正しなければならない。

第 13 節　疑義の解決

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、受注者は本連合と十分な打合せ及び協議を行い解決するものとする。

第 14 節　その他

本連合が必要と認めたときは、業務の変更若しくは停止を命ずることができる。この場合において、本連合と受注者は協議の上、契約内容及び委託料を変更するものとする。

第２章 業務内容

本業務は、現基本計画及び現地域計画について、策定後のごみ処理施設整備事業の進捗状況及び社会情勢の変化等を踏まえて必要な部分を修正する。

本連合が提供する現基本計画及び現地域計画の電子データを基に、記載されている説明、データ等について最新のものに修正する。

修正に当たっては次の点に留意すること。

１　関係市町村への必要な照会及び資料収集は、本連合が行うものとする。様式等については、受注者及び本連合で協議すること。

２　市町村及び本連合で公表している計画・数値等については、原則的にこれに従うものとし、必要に応じて市町村及び本連合と協議すること。

３　掲載データや説明文の作成に当たっては、本連合の意図を十分反映すること。

４　本連合からの依頼に応じて、必要な関連資料等の作成、提出に協力すること。

第１節　地域の概況

以下の項目について、最新のデータに更新する。

・自然特性：地象、水象　等
・社会特性：人口、世帯数、産業、事業所数、財政　等
・将来計画：総合計画、振興計画　等

第２節　ごみ処理の状況把握・整理

本連合管内の以下のごみ処理状況について最新のデータに更新する。

・ごみ処理体制及び施設の状況
・ごみの種類別の発生状況
・ごみ処理資源化の状況
・焼却ごみの性状
・市町村のごみ減量、資源化の取組

第３節　ごみ処理に関する事項の調査・分析・予測

計画目標年次（令和18年度）までの将来予測について、最新の調査を基に予測し修正を行う。

１　将来人口の予測

関係市町村別に、トレンド法やコーホート要因法により令和 18 年度までの人口を予測する。また、市町村が独自に人口推計を行っている場合はその採用に当たっては分析値と比較検討を行う。

なお、国立社会保障・人口問題研究所が公表している推計値を参考としても良いこととする。

２　将来ごみ量の予測

令和３年度から令和７年度までの関係市町村別ごみ搬出量に基づき回帰分析を行い、令和８年度から令和 18 年度まで、各年度における全体及び関係市町村別のごみ排出量を予測する。

収集ごみ及び集団回収にあっては種類別に一人一日当たりの排出量を予測し、直接搬入ごみにあっては一日当たりの搬出量を予測する。

予測に当たっては、次の点に留意すること。

(1) 収集ごみは各市町村の区分による。

(2) 直接搬入ごみは可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみの区分による。

(3) 集団回収は各市町村の区分による。

３　焼却対象となるごみ量の見込み

人口予測及びごみ搬出量予測を基に、本連合が処理するべき一日当たりのごみ処理量を予測する。なお、資源化施設及び不燃ごみ処理施設から出る可燃残さ量及び不燃残さ量について考慮すること。

第４節　各計画の内容の整理、検討、修正及び策定

各調査内容を基に、現基本計画及び現地域計画の内容について進捗状況をまとめ、各計画の修正及び策定を行う。また、長野地域循環型社会形成推進地域計画（第４期）については、長野県から示される期限内に提出できることを条件とし、その後は、必要に応じて県や国からの修正指示への対応を行うものとする。

令和９年２月に決定する施設整備計画に対応すること。

第５節　打合せ協議及び会議等に対する支援

業務実施中の打合せ協議の回数は５回以上とし、本連合が開催する会議等での協議用資料作成は以下のとおりとする。

１　会議等に対する支援

長野地域ごみ処理広域化推進協議会、理事会、副市町村長会等の協議用資料作成

２　パブリックコメントへの対応（ごみ処理広域化基本計画のみ）

基本計画の修正案がまとまった時点で、パブリックコメントへの対応を行う。

・ホームページ用資料の作成（パブリックコメント実施の前後２回）

・パブリックコメントの結果を受け、必要な修正を行い、基本計画をまとめる。

３　資料作成等の支援

(1) 検討・打合せ用資料の作成

(2) 情報公開に関する資料の作成

第６節　成果品

本業務における成果品は以下のとおりとし、印刷物及びデータで提供するものとする。

１	ごみ処理広域化基本計画	一式　Ａ４版くるみ製本　70 部
２	ごみ処理広域化基本計画　概要版	一式　Ａ３版（カラー）１枚
３	長野地域循環型社会形成推進地域計画（修正箇所の見え消し版）	一式　Ａ４版（カラー）１部
４	長野地域循環型社会形成推進地域計画（修正箇所の溶け込み版）	一式　Ａ４版（カラー）１部
５	会議協議用資料	一式
６	打合せ議事録	一式
７	基本計画数値算出等解説資料	一式
８	電子データ（CD-ROM）	一式

なお、電子データは１から７までの成果品データ及び関連データとし、ＰＤＦ形式のほか、編集可能なデータで提出すること。